答　申　書

令和８年10月13日

牧之原市水道事業審議会

令和８年 10 月 13 日

牧之原市長　杉本　基久雄　様

牧之原市水道事業審議会
会　長　佐藤　克昭

牧之原市水道事業の経営基盤の強化及び水道料金の改定等について（答申）

令和８年３月 25 日付け牧水第 130 号による諮問については、慎重なる審議の結果、下記のとおり意見が集約されましたので答申します。

記

水道は、市民生活や経済活動を支える重要なライフラインであり、安全で安心な水の永続的な供給が強く望まれる。

しかしながら、牧之原市の水道事業は、給水人口の減少や企業の水需要の落ち込み等により給水収益の減少が続き、経営環境は年々厳しさを増している状況にある。

一方、市内の水道施設は、昭和 40 年から昭和 50 年代にかけての高度成長期に建設した施設が多く、年月の経過とともに老朽化が進んでおり、計画的な施設更新と地震等の災害に強い施設整備が必要不可欠となっているが、脆弱な財政状況のため更新や耐震化事業が進んでいない状況にある。

以上の事から、当審議会としては、牧之原市水道事業の経営基盤の強化を図るための考え方及び水道料金の改定について次のとおり提言する。

１　経営基盤の強化について

（１）　水道事業は、独立採算を基本とする公営企業であることから、より一層の経費節減等の企業努力をするとともに、業務の合理化と効率化を積極的に推進すること。

（２）　重要管路の耐震化率及び有収率の向上に努めるとともに、施設の更新や地震等の災害対策にかかる建設投資については、費用対効果を十分考慮し、投資の妥当性を慎重に検討すること。

（３）　建設改良費や企業債償還の財源となる損益勘定留保資金等の補てん財源の確保に努めること。

（４）　水道事業に関する広報活動を積極的に行い、料金改定の必要性や変更点等を丁寧に説明するなど、市民への水道事業の理解が深まるように努めること。

2　料金改定について

（1）　料金算定期間は、令和９年度から令和 13 年度までの５年間とする。

（2）　水道料金を、別紙「水道料金表」のとおりとし、平均で年 20.9％の引き上げとする。

（3）　改定後の料金は、令和９年５月検針分から適用する。

3　その他の附帯意見

（1）　水道事業の経営動向に関する推移を継続して検証し、概ね５年ごとに料金の見直し等について検討する機会を設けること。

（2）　次回の料金の見直しにあたり、費用負担公平の観点から、従量料金の責任水量を設けない二部料金制について検討すること。

（3）　水道事業経営の更なる基盤強化に向けて、他の水道事業体等との将来的な広域化への取組みを推進すること。

別　紙

水　道　料　金　表

（消費税抜き　１個月）

基本料金		従量料金	
メーターの口径	料金	使用水量	料金（１立方メートルにつき）
13ミリメートル	2,110円	10立方メートルまで	基本料金に含む
20ミリメートル	2,110円	11～25立方メートル	195円
25ミリメートル	3,380円	26～50立方メートル	205円
30ミリメートル	5,460円	51～100立方メートル	215円
40ミリメートル	8,350円	101～500立方メートル	220円
50ミリメートル	12,870円	501立方メートル以上	225円
75ミリメートル	24,890円		
100ミリメートル	42,440円		

※　料金は基本料金及び従量料金の合計額に消費税（10％）を乗じた額
※　端数処理（消費税課税後１円未満切捨て）

参考資料

現　行　水　道　料　金　表

（消費税抜き　１個月）

基本料金		従量料金	
メーターの口径	料金	使用水量	料金（１立方メートルにつき）
13ミリメートル	1,600円	10立方メートルまで	無料
20ミリメートル	1,600円	11～25立方メートル	175円
25ミリメートル	2,560円	26～50立方メートル	180円
30ミリメートル	4,130円	51～100立方メートル	185円
40ミリメートル	6,320円	101～500立方メートル	190円
50ミリメートル	9,750円	501立方メートル以上	195円
75ミリメートル	18,850円		
100ミリメートル	32,150円		

※　料金は基本料金及び従量料金の合計額に消費税（10％）を乗じた額
※　端数処理（消費税課税後１円未満切捨て）